

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年12月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府長岡京市滝ノ町二丁目14番6号

有限会社三谷工業

代表取締役 三谷 秀己

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市南区久世上久世町341番地 から

京都府長岡京市滝ノ町二丁目14番6号 に変更

(上下水道局下水道部管理課)